

労務第2009号
令和2年3月5日

各局部課長様

人事部長

新型コロナウイルス感染症にかかる職員の対応について（通知）

標記の件について、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、全庁をあげて取り組んでいるところですが、職員が感染した場合等の対応について、以下のとおり取り扱うこととしますので、通知します。

記

1 新型コロナウイルス感染症に感染した職員等

(1) 感染した職員

- ・感染した職員は、保健所からの入院勧告等の指示に従ってください。
- ・感染の事実が明らかになった場合は、本人又は家族が必ず所属長へ電話等で連絡してください。

(2) 感染した職員と濃厚接触した職員

- ・保健所の指導等に基づき、濃厚接触者が特定されます。
- ・濃厚接触者で、発熱等の風邪症状がある職員は、所属長に連絡の上、出勤せずに保健所等の指示に従ってください。
- ・発熱等の風邪症状がない場合にも、出勤するか所属長と十分に相談してください。(所属長は、可能な限り、休暇の取得やテレワークの実施を強く奨励してください。) ただし、事情によりやむを得ず出勤する場合は、体調管理を徹底し、マスクの着用など感染防止対策を行った上で勤務してください。

(3) 感染した職員と濃厚接触がない同一職場（課）内の職員

- ・体調管理を徹底し、マスクの着用など感染防止対策を行った上で勤務してください。
- ・可能な限り、休暇の取得やテレワークの実施を奨励します。
- ・同一職場（課）内で、複数の職員が感染した場合は、感染拡大防止の観点から同一職場（課）内の全職員を濃厚接触者として取り扱うこととします。

2 新型コロナウイルス感染の疑いが認められる職員等

(1) 感染の疑いが認められる職員（※）

- ・出勤せずに保健所等の指示に従ってください。

(2) 感染した者又は感染の疑いが認められる者（※）と同居している職員

- ・出勤せずに保健所等の指示があれば、その指示に従ってください。

（※）「感染の疑いが認められる」の定義

- ・感染者と濃厚接触があった者で、発熱等の風邪症状が見られるとき。
- ・37.5℃前後の発熱が4日程度続くなど、感染の疑いがある者で、新型コロナ受診相談センター等から医療機関への受診を勧められたとき。

3 風邪の症状等がある職員

- ・次の症状がある職員は新型コロナ受診相談センター等に相談してください。

・風邪の症状や37.5℃前後の発熱が4日程度続くとき。
・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）があるとき。

- ・風邪の症状等がある職員は、所属長と相談の上、可能な限り休暇を取得し、外出を控えるようにしてください。

4 上記1～3の場合の休暇等の取扱い

別紙のとおり

5 その他の職員の勤務等について

- (1) 各部局においては、職員が感染した際には、感染状況などに応じて、業務の運営や体制について十分調整を図ってください。
- (2) 職員においては、感染拡大防止を図るために、業務に支障のない範囲で、時差出勤やテレワークの制度を積極的に利用してください。

6 問合せ先

- | | |
|------------------|------------------------|
| ・職務専念義務の免除に関すること | 労務課労務給与係（内線 5211・5212） |
| ・職員の安全衛生に関すること | 労務課安全衛生係（内線 5221・5222） |
| ・休暇制度に関すること | 人事課人事係（内線 5256・5254） |